



2025 年 11 月 20 日

各 位

会社名 古河電池株式会社

代表者名 代表取締役社長 黒田 修

(コード番号 6937 東証プライム市場)

問い合わせ先 戦略企画部長 赤星 貢

(TEL. 045-336-5078)

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 15 日付「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2025 年 10 月 15 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025 年 11 月 20 日から 2025 年 12 月 21 日までの間、整理銘柄に指定された後、2025 年 12 月 22 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2025年10月15日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

2025年12月24日（予定）をもって、当社株式について、6,260,400株につき1株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

32,777,559株

（注）当社は、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、2025 年 12 月 23 日付で自己株式 22,436 株

(2025 年 10 月 8 日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当) を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

32,777,564株

(注) 当社は、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、2025 年 12 月 23 日付で自己株式 22,436 株 (2025 年 10 月 8 日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当) を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

5株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

20株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社AP78 (以下「公開買付者」という。) 及び古河電気工業株式会社 (以下「古河電気工業」という。) 以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた当社の株主に対して、会社法 (平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数 (合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。) に相当する当社株式 (以下「端数相当株式」といいます。) を公開買付者に売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、当社株式が2025年12月22日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、及び本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化することを目的とした一連の本取引のために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること等を踏まえて、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年12月23日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である1,400円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社AP78 (公開買付者)

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確

保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、サステナブル・バッテリー・ホールディングス株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）からの出資、東京センチュリー株式会社及び株式会社みずほ銀行からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が2025年8月8日に提出した公開買付届出書並びにそれに添付された公開買付者親会社からの出資に関する出資証明書、並びに東京センチュリー株式会社及び株式会社みずほ銀行の融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、端数相当株式の売却代金の支払いについても、これらの資金から賄うことを予定しており、端数相当株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、端数相当株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(i v) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年1月を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、端数相当株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年2月を目途に、当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年3月ないし4月を目途に、当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該定款の一部変更の内容については、2025年10月15日付当社プレスリリースをご参照ください。

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなるため、第7条（自己の株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。
- ③ 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ④ 本株式併合の効力が生じた場合には、当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者及び古河電気工業のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に係る規定及び株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、第12条（定時株主総会の基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、当該定款の一部変更は、本臨時株主総会において第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年12月24日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

①	本臨時株主総会開催日	2025年11月20日（木）
②	整理銘柄指定日	2025年11月20日（木）
③	当社株式の最終売買日	2025年12月19日（金）（予定）
④	当社株式の上場廃止日	2025年12月22日（月）（予定）
⑤	本株式併合の効力発生日	2025年12月24日（水）（予定）

以 上